

安心して学校生活を送れるように

神戸市会も六月から新しい期に入りました。私は、昨年度に引き続き**教育委員会**に所属となりました。新型コロナウイルス感染拡大が中々収まる気配がない中ですが、熱中症対策を最優先すると同時に、感染対策も怠ることなく、子どもたちが安心して学校生活を送れるように委員会の場で意見反映して参ります。

★六月二十日に開催された教育子ども委員会では**二つの陳情を採択しました。**

●**陳情第一四五号** 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための二〇二三年度政府予算に関する意見書提出を求める陳情

●**陳情第一四七号**

子供が健全な学校生活を送れるように、マスク着用による熱中症などの健康被害防止を求める陳情



新垂水図書館：工事に着工→令和6年度中に完成予定

新垂水図書館は、レバンテ広場東隣の駐車場の敷地に建設されます。敷地面積が約1,500㎡あり、10万冊以上の本を予定しています。1階は一般車両ロータリー、2階・3階部分が図書館、屋上はくつろぎの空間になります。(地下スペースに原付駐輪場整備予定)

※工事期間中、レバンテ広場は原付駐輪場(仮)になり、7月中に移設完了予定です。

(しばらくの間、広場は使用できなくなります)

★レバンテ広場で行っていた行事の代替地については検討していただくよう要望しています。



西側から見た新図書館イメージ

議員定数4減を可決

6月定例会市会において、市会の定数(現行69)を4減の**65**とする議員提出議案を可決しました。

来春の市議選から東灘区・北区・垂水区・西区がそれぞれ1減となります。

(垂水区は10→9になります)



郵便はがき

料金別納郵便

ひとりひとりを
大切に！



ご相談はお気軽に

神戸市会議員

川内 きよなお

〒655-0014 神戸市垂水区大町1丁目2-10

携帯 **080-6175-4877**

E-mail: bucfq906@hi-net.zaq.ne.jp

安心・安全／公正・公平な街づくりに全力投球！

神戸市議員(須磨区・5期)
福祉環境委員会委員
未来都市創造に関する特別委員会委員
国民民主党・友愛神戸市議員団 団長

大井としひろ 市会報告

VOL.94
2022年 夏号



編集・発行:国民民主党・友愛神戸市議員団 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館26F TEL(078)322-5772 FAX(078)322-5773 MAIL:info@kobe-001.com

令和4年 第1回定例市会 6月議会開催 期間(6月13日～6月28日)



6月28日の6月議会最終日に一般質問を会派を代表して、執行部に対し質疑を行いました。私からは、須磨区須磨多間線の事業用地について(1)管理の状況について(2)周辺用地の盛土について質疑を行いました。以下、質疑要旨です。

神戸市の市有地のずさんな管理を追求

Q 大井としひろ

国民民主党・友愛神戸市議員団の大井としひろでございます。よろしくお願いいたします。

私の地元の神戸市須磨区多井畑南町5番8の土地についてお伺いたします。

この土地は、いつ、誰から取得されたのか、どのような目的の土地なのか、広さ及び所管部局はどこか、お伺します。

[次頁につづく→](#)

須磨区民の皆様いつもお世話になります。国民民主党・友愛神戸市議員団の大井としひろです。

令和4年6月議会は、6月28日の一般質問を最後に閉会いたしました。

参議院選挙の最中に安倍晋三元総理大臣が、凶弾に倒れました。7月8日の金曜日に安倍元総理が、街頭演説中に銃撃され、御逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表し、心からお悔やみ申し上げます。暴力で言論を封殺する行為は、民主主義の根幹を揺るがす許しがたい蛮行です。憤りを持って最も強い言葉で非難します。暴力に決して怯むことなく、言論の自由や政治活動の自由を守り抜いてまいりますので、今後ともご支援のほどよろしくお願い致します。

神戸市では、オミクロン株のBA.5の台頭で感染が拡大され、「第7波」に突入しました。高齢者・障がい児者施設への検査等重症化防止対策の強化を図り、4回目のワクチン接種も開始され、引き続き相談体制を確保していく等の対応方針が7月7日に改定されました。気を緩めることなく「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続して頂き、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践していただけますようよろしくお願いいたします。民間出身の議員として、「公平・公正な社会の実現」を目指し、市政・議会の改革に全力投球で取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

神戸市政についてのご意見・ご要望をお聞かせ下さい。

神戸市議員

大井としひろ

■ メールアドレス ooi@kobe-001.com ■ 公式ホームページ <http://kobe-001.com>

■ おーいブログ <http://blog.goo.ne.jp/kobeooi> ■ You Tube 大井としひろチャンネル

■ ツイッター KOBE_SUMA_OOI

事務所 〒654-0012 神戸市須磨区飛松町2丁目1番20号フォールヴィラ板宿101号室
Tel 078-732-7211 Fax 078-743-6155

大井としひろ

検索

A 副市長

当該地は、都市計画道路須磨多聞線の事業区域内にございまして、多井畑南町の開発を行った事業者から平成8年4月17日付で都市計画法第40条第2項の規定に基づきまして帰属を受けたものでございます。

当該地は、先ほど言いましたように、都市計画道路須磨多聞線の予定地でございます。面積は1,466平米でございます。

所管課は、建設局の事業用地課でございます。

Q 大井としひろ

それでは、これから一問一答でお願いします。

神戸市が取得した当該地の隣接地の所有者が2方向から神戸市のこの土地を横切って車両を通行させておられるようですが、許可されておられるのか、まずお伺いします。

そして、また本市では行政財産の管理については厳格に運用されていると承知しておりますけれども、本市所有地を示すこの部分に金網のフェンスもありません。ないどころか、本市所有地の隣接地の所有者が一部の箇所にフェンスをしているが、違法ではないのか、お伺いします。



A 副市長

令和2年8月に現地調査、担当者の現地調査の結果、通行等を把握したため、隣接地の所有者に担当者が連絡してございます。

隣接地所有者からは、平成29年の南側の隣接地所有者は北側と南側の土地をお持ちですけれども、南側の宅地造成の工事の際にもともとあった通路的なものを広げて通行するようになったということでございます。

また、隣接地のすぐ東側に公道がありますけれども、北側の土地と南側の土地を公道を歩いて行き来できますけれども、南側の土地は現在、資材置場として使用されておりまして、道路をダンプトラックまた重機等が走った際に騒音や排ガス、土ほこりなど、沿道の住民の方たちに迷惑がかかるため、通行については認めてほしいという要望がございましたので、神戸市のほうで地元自治会に話をしまして、地元自治会からは公道に住宅が近接しているというところなので、当該地を通行させていただくほうが近隣住民の迷惑にならないという御意見がございました。このため、隣接地の所有者に対して通行のみを認める覚書を締結して通行を認めているという状況でございます。

それから、当該地にフェンスがないという御指摘でございますけれども、全ての本市所有地にフェンスを設置しているわけではありません。必要に応じて設置をしているところでございます。山や谷などの場合は、危険の防止の観点から、フェンスを設置するかどうか判断しているというところでございます。

当該地については、すぐ公道からの西側の土地ですけれども、谷で、公道側にはガードレールがあって、そこからは高低差があるため、容易に進入できる場所ではないと判断して設置しなかったということでございます。

Q 大井としひろ

許可を出されたのはいつですか。

A 副市長

許可は、覚書を締結したのは今年の6月ということで、所有者とも話をしながら、地元とも話をしながら、通行について認めるという方向で話をして、結果として覚書を締結したのは今年の6月ということでございます。

Q 大井としひろ

今年の6月というのは、現在、6月です。先週か10日前か知りませんが、先週か10日前か知りませんが問題ですね。

これから盛土の話をしますけれども、今の通行の話は、残り時間がないので、**※建設局長に申し添えておきますけれども、現地の市有地、(1,466平米)は、立ち入らせていただいて、どういうことになっているか、近いうちに見せていただきたい。それは了承していただきたいと思っております。これは要望しておきます。**

それで、須磨区多井畑南町というのは、全域宅地造成工事規制区域ということであります。宅地造成等規制法では、1メートルでも盛土をすれば許可が必要です。隣接地の所有者は、そのような届出を出しておられるのか、お伺いします。

※6月30日に建設局事業用地課及び西部建設事務所の職員と共に現地の調査をしました。事業用地課長は、神戸市の市有地の境界線を指し示す事が出来ませんでした。杜撰な公有地の管理が、明らかになりました。



A 副市長

隣接地は、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域内でございまして、議員御指摘のとおり、規制区域内での宅地造成では盛土によって1メートルを超える高低差を生じるものについては宅造法の許可が要るということでございますが、北側の土地については、平成25年の10月11日に宅地造成工事の許可申請書が提出されておりまして、平成25年10月29日に許可をしております。その後、宅地造成工事が行われまして、平成27年6月30日に完了して、平成27年7月16日に完了検査を行って、技術基準を満たしていることを確認してございます。

また、神戸市の土地の南側の土地で、南側の土地については、平成29年6月7日に宅地造成工事許可申請書が提出されてまして、平成29年7月6日に許可をしております。その後、隣接地の所有者から事業の見通しが立たないことを理由として、令和2年3月23日に宅地造成工事の廃止届が提出されました。その際には、土砂の流出を防止する応急防止工事として布団籠の設置をさせるなど必要な措置を行わせておりまして、そのために必要な手続が行われているものと承知してございます。



Q 大井としひろ

私、20数年間、多井畑南町に住まいしておりますけれども、そもそもあの土地というのは、機材置場というようなことで、盛土をする土地ではなかったと思うんですが。そこに盛土をされて擁壁をしてというようなことをされておられますけれども、その擁壁も結構な高さの擁壁なんですけれども、10年ぐらい前ですか、この擁壁工事をする前から盛土をされ、後から擁壁を建てられた。そもそも1メートルでも盛土をすれば規制の対象であるが、そういう届出を出さないといけないということなんですけれども、この辺のところというのは建設局はきちっとチェックできているのか、お伺いします。



A 副市長

宅地造成等規制法では、規制区域内で、先ほども申し上げましたけれども、盛土によって1メートルを超える高低差を生じるものについては宅地造成工事の許可が必要ということで、先ほど議員が御指摘、パネルで見せていただいた擁壁については、先ほど答弁させていただいたように、25年10月に許可申請が行われたもので、27年7月に完了検査を受け技術を満たすものとなっております。

その25年の擁壁以前から盛土をしていたかどうかについては、私も確認をしてございませんけれども、少なくともそういう違法な盛土を行っているという通報等は受けた記録が残っていないということで、適正に手続を25年にされていますので、宅造法の規制を守ってやられているというふうには思っておりますし、神戸市としてそういう違法な土地を覚知したときには、状況を確認の上、是正するように指導を行ってきており、神戸市が見過ごしたということはしていないというふうには考えてございます。



Q 大井としひろ

宅地造成等規制法は、昭和36年の阪神大水害の反省を受けてつ



くられた法律で、1メートルでも盛土すると規制の対象というようなことになりました。規制法の出来た経緯からしますと、最も遵守しないといけない神戸市がこのような答弁をされるとは、もう1度お答えください。

A 副市長

宅地造成等規制法については、昭和36年の本市の大水害を受けて、本市の条例を基に制定された法律であることは十分認識してございまして、これまでこういう宅造の規制に当たっては厳格に運用してきているところでございます。

先ほど答弁させていただいたように、平成25年に申請があって、検査を受けて宅造の擁壁をつくられているというところでございます。

Q 大井としひろ

提出した写真、無造作に置かれた重機の置き方ですが、塩屋谷川の河川敷にあるんです。この擁壁の下のこういうところに無造作にこういう重機類とかそういう機材を置いておられる。とても安全第一の現場とは思えない状況ですよね。今言いましたように、当該地は、塩屋谷川の河川敷にあって、昭和36年時のような豪雨が降れば、塩屋谷川に土砂や重機類は流され、この川が氾濫する、そういう危険を予知することはできませんか。お伺いします。



A 副市長

先ほど重機を置いているところのパネルの場所というのは、多分事業予定地の北側のところのことだと思われましてけれども、その箇所は、神戸市が管理する普通河川の塩屋谷川の東側に当たります。そして、塩屋谷川については、砂防法も適用されていることから、この土地と塩屋谷川の間には砂防のための国有地が存在しているという状況です。

現地も調査をさせていただきましたけれども、擁壁の裾の部分に今置かれているということだと思われましてけれども、その土地は国有地や塩屋谷川の河川でなく、民有地、隣接の土地の所有者の土地ということを確認しました。

土地の所有者への聞き取りには、擁壁の裾に機材を置いていますけれども、これは自分の所有地に置いているということで、河川が増水しても水がここまで上がらず、安全な場所であるということでした。

現地は十分な河川の断面がありまして、治水上の問題はないというふうには認識してございます。

そういいながらも、隣接地の所有者には国有地や河川の土地に影響しないことを強く指導しているところでございまして、また自己の所有する土地の使い方についても、議員からも安全かどうかという御指摘がありましたけれども、周辺の住民の安全に配慮しつつ、乱雑な使い方をしないように伝えているところでございます。



6月補正予算を審議しました

新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、医療提供体制の安定的な確保を図り、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する市民生活や市内事業者等の負担軽減、経済活動支援のための補正予算を編成しました。

新型コロナウイルス感染症にかかる 医療提供体制の安定的確保

自宅療養者等への支援強化

5億3,500万円

健康局

- 民間事業者の活用による軽症の自宅療養者の電話対応及び自宅療養者・宿泊療養施設入所者への往診・電話診療・オンライン診療
- 自宅療養者に対応する訪問看護事業所・訪問介護事業所への支援強化

補正予算の規模

一般会計	75億2,000万円
企業会計	1,500万円
全会計	75億3,500万円

補正予算の内容（一部抜粋）

コロナ禍における原油価格・ 物価高騰等に直面する 市民や市内事業者等への支援

(1) 市民への支援

子育て世帯生活支援特別給付金 20億2,000万円

こども家庭局

- 低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給（児童1人あたり5万円）【6月中に支給】

生活困窮者自立支援金 3億500万円

- 生活福祉資金「新型コロナウイルス特例貸付」を借り終えた世帯等に対して支援金を支給（単身世帯6万円/月、2人世帯8万円/月、3人以上の世帯10万円/月）

生活困窮者等への就労支援 2億3,100万円

- 厳しい雇用環境に直面するひとり親家庭が就業しやすい民間企業等の求人を開拓し、正規雇用など好条件の転職・就職を支援
- 新型コロナウイルスの影響により離職を余儀なくされた非正規雇用者や失業者、生活困窮者等の生活の安定を図るため、市の各事業（歩道・公園等の清掃美化業務、各種台帳の電子化業務等）を活用し、緊急的に雇用の場を提供

学校給食における食材費高騰対策 4億3,700万円

- 食材費の高騰を踏まえた、市立小・中学校等における学校給食費の高騰対策

(2) 市内事業者等への支援

プレミアム付電子商品券の発行 11億5,000万円

経済観光局

- 市内小売店・飲食店等で利用できるプレミアム付電子商品券の発行（プレミアム率30%、1セット6,500円分を5,000円で販売、60万セット）【12月頃実施予定】

公共交通事業者への運行継続支援事業 6億2,800万円

- 新型コロナウイルスの感染拡大及び原油価格高騰の影響を大きく受けながらも運行を継続している公共交通事業者（市バス・地下鉄含む）に対し、運行継続に係る経費を支援 ※市バス・地下鉄への支援については、自動車事業会計及び高速鉄道事業会計への一般会計繰出金を増額補正

介護・障害福祉サービス施設等への運営支援 13億3,000万円

- 光熱費等の高騰を踏まえた、介護・障害福祉サービス施設等に対する運営経費の支援

児童福祉施設等への運営支援 5億3,000万円

- 光熱費等の高騰を踏まえた、児童福祉施設等に対する運営経費の支援

銭湯への経営支援 1,000万円

- 原油価格高騰を踏まえた、神戸市浴場組合連合会に対する補助の増額



その他

KOBE里山SDGs事業 2,000万円

- 「神戸里山・農村地域活性化ビジョン」の実現のため、SDGsに資する取り組みに対する支援制度の新設

議員定数4減 条例可決

23年春から東灘区、北区、垂水区、西区で1名減

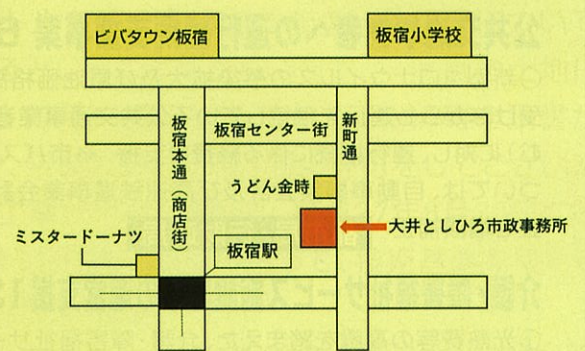
これまで議会改革検討会で議論をしてまいりました議員定数の改正について、議員提出3案が上程され、現在の議員定数69名を4名減の65名とする議員提出第36号議案神戸市議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例の件が、国民民主党・友愛をはじめ賛成多数で可決されました。これにより令和5年度の神戸市議会議員選挙から、東灘区、北区、垂水区、西区でそれぞれ1名減となり、議員定数は65名となります。様々な意見が展開され、議長より今期と来期で9名の減を前提とするが、今回については4名の減、定数を65名とし、次の任期の間に5名の減、すなわち60名とすることを提案され、自民党、公明党、立憲民主党、国民民主党・友愛、共創・国民民主の各会派と無所属議員43名で提案され、日本維新の会も賛成に回り、可決しました。



大井としひろ市政事務所を 板宿商店街に開設いたしました



お気軽にお越しください。
ご意見・ご要望を
お聞かせください。



大井としひろ市政事務所

(国民民主党・友愛神戸市議員団須磨区広聴事務所)を
板宿商店街に開設いたしました。
お気軽にお立ち寄りください。

〒654-0012
神戸市須磨区飛松町2丁目1番20号
フォールヴィラ板宿
TEL: 078-732-7211
携帯: 080-5339-3001
FAX: 078-743-6155

